

変更箇所	新(第七版)	旧(第六版)
P2 感染防止 のための 基本的な 考え	<p>新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)は、<b>相変わらず収まる気配がないが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、ガイドラインを合理的な内容に見直す必要があり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」に基づき、</b>これまでの感染防止策の修正を行った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)は、相変わらず収まる気配がないが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、ガイドラインを合理的な内容に見直す必要があり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」に基づき、国内のワクチン接種率は高まったものの、感染力の強い変異株が次々と現れ、その度に感染者が急増しているが、新たな変異株に対しては、その特徴に応じた対応が必要となっている。政府からは保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、オミクロン株の特徴を踏まえた対応を求められており、これまでの感染防止策の修正を行った。</p> <p>本ガイドラインは、日本語教育機関が自主的な感染症防止のための取組みを進めるべく、新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日策定、令和4年7月15日更新)、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年8月6日策定、令和4年4月1日更新)<sup>※注</sup>に基づき、感染リスクを可能な限り防止すると共に、外国人留学生への教育事業を継続していくことの両立を目指した。</p> <p>また、地域により感染症の状況(レベル)が異なること、同一地域でも時間の経過により状況が変化していくことを踏まえ、各教育機関は本ガイドラインを参考に実情にあわせ、独自のものを作成していくことが望ましい。</p> <p>感染症は社会に大きなストレスをもたらしている。集団がストレスに晒された場合、その捌け口は往々にしてマイノリティに向かうものだが、マイノリティである外国人留学生から感染者が出た場合、本人及び関係者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、日本語教育機関の関係者は十分な配慮をしていただきたい。</p>

<p>P2 2、学生向け・教職員向け対策</p>	<p>削除(COAO は廃止予定のため)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触確認アプリ(COAO)や各地域の通知サービスの利用を奨励する。</li> <li>・「接触確認アプリ(COAO)」を機能させるため、スマートフォンの電源を on にした上で Bluetooth を有効にすることを推奨する。</li> </ul>
<p>P3 3、校舎内の対策</p>	<p>削除(マスク着用、換気が徹底されている場合、間隔の確保は不要のため。)</p> <p>(2) 職員室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員室等における勤務において、<b>人との距離(目安 2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は不要。</b></li> <li>② <b>人との距離(目安 2m)が保てず、会話をする場合は、</b>飛沫感染を防止するために、教職員にはマスク着用を励行する。</li> </ul> <p>(3) 通路、廊下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、対面して座ることがないように配置する。<b>ただし、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。</b></li> <li>④ 受付など、人と人が対面する場所において、<b>対面時間が長時間に及ぶ場合は、</b>アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽する。<b>ただし、対面時間が短時間な場合や、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。</b></li> </ul> <p>(4) 図書室、休憩室、喫煙室など共有スペース</p> <p>喫煙室、図書室、自習室、休憩室、などの共有スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられるため、次のことに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人の密集を防止すべく、同時利用する人数の上限をスペースに応じて定め、また対面で会話をしないように努める。<b>ただし、マスクの着用や換気</b></li> </ul>	<p>(1) 教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対人距離を確保するために、学生が最大限間隔を空けて座ることができるように、着席場所や受講人数の制限を行う。</li> </ul> <p>(2) 職員室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員室等における勤務において、<b>可能な限り他者との間隔(できるだけ2m(最低1m))を確保し、会話の際はマスクを正しく着用し、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、</b>空き教室の活用なども考える。</li> <li>② 飛沫感染を防止するために、教職員にはマスク着用を励行する。</li> </ul> <p>(3) 通路、廊下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、対面して座ることがないように配置する。</li> <li>④ 受付など、人と人が対面する場所は、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽する。</li> </ul> <p>(4) 図書室、休憩室、喫煙室など共有スペース</p> <p>喫煙室については、<b>原則として利用を禁止する。</b>図書室、自習室、休憩室、などの共有スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられるため、次のことに留意するが、<b>場合によっては共有スペースの使用を禁止する。</b></p>

	が徹底されている場合はこの限りでない。	① 人の密集を防止すべく、同時利用する人数の上限をスペースに応じて定め、また対面で会話をしないように努める。
	③ 利用者は、入退室の前後に手洗い又は手指消毒を行う。	③ 利用者は、入退室の前後に手洗いをを行う。
P4 4、学生寮の感染症防止対策	<p>(2) 共用場所(食堂、風呂、トイレなど)</p> <p>② 共用場所のそれぞれに、対人距離が確保できる同時利用人数の制限を設け、動線の確保も行う。ただし、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。</p> <p>③ 共用場所においては、適切な装着方法でマスクを常時着用すること。また、大声や長時間の会話を控えること。ただし、人との距離(目安 2 m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は不要。</p> <p>⑤ 食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際は、対面を避け間隔を 1m あけた配席とすること。間隔が確保できない場合は、アクリル板等パーテーションの設置を行うこと。また、食事時の会話は控え、食事終了後は速やかに退室する。</p> <p>⑥ 共用トイレを利用する場合は、利用後の手洗いを徹底する(共用のタオルの使用は控える、ただし、ハンドドライヤーの使用は差支えない)。</p>	<p>(2) 共用場所(食堂、風呂、トイレなど)</p> <p>② 共用場所のそれぞれに、対人距離が確保できる同時利用人数の制限を設け、動線の確保も行う。</p> <p>③ 共用場所においては、適切な装着方法でマスクを常時着用すること。また、大声や長時間の会話を控えること。</p> <p>⑤ 食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際は、対面を避け間隔を 1m あけた配席とすること。必要に応じて、アクリル板等パーテーションの設置も行うこと。また、食事時の会話は控え、食事終了後は速やかに退室する。</p> <p>⑥ 共用トイレを利用する場合は、利用後の手洗いを徹底する(共用のタオルの使用は控える)。また、大便器の上蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。</p>
P5 5、活動ごとの感染症防止対策	<p>(1) 授業</p> <p>休校要請が出された場合には、休校措置をとる。授業時間の不足に対しては、オンライン授業等で対応する。登校日を設ける場合は、対策を施した上で実施する。</p> <p>休校要請の解除後は、十分な対策を行いつつ、通常の対面授業に準じて授業を行う。教室のこまめな換気、教師、学生とも正しくマスク着用を心掛ける。</p>	<p>(1) 授業</p> <p>休校要請が出された場合には、休校措置をとる。授業時間の不足に対しては、オンライン授業等で対応する。登校日を設ける場合は、対策を施した上で実施する。</p> <p>休校要請の解除後は、十分な対策を行いつつ、通常の対面授業に準じて授業を行う。教室のこまめな換気、教師、学生とも正しくマスク着用の上、座席間の間隔を最大限取することを心掛ける。</p>
P7 7、検査のさらなる活用・徹底	<p>・職場における検査にあたっては、</p> <p>① 可能な限り、連携医療機関を定めること→削除</p> <p>① 検査を管理する従業員を定めて実施すること</p> <p>② 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること</p>	<p>・抗原簡易キットの購入にあたっては、</p> <p>① 可能な限り、連携医療機関を定めること</p> <p>② 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること</p> <p>③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること。</p>

<p>③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照のこと</li><li>・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(2022年10月19日)<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf</a></li><li>※本事務連絡で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</a></li><li>・重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照のこと</li></ul> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf</a> (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</a> (令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)</p>
--	--